



C O N T E N T S

日本弁護士連合会(日弁連)人権擁護大会 …………… 01	日弁連人権擁護大会の顛末 …………… 09
死刑制度廃止宣言に対する反対意見 …………… 02	活動報告 …………… 10
日弁連人権擁護大会・シンポジウム感想 …………… 07	幹事会、関東・関西集会 報告 …………… 11

日本弁護士連合会(日弁連)人権擁護大会

代表幹事 松村 恒夫

9月1日朝日新聞夕刊に「死刑廃止 日弁連が宣言案 冤罪や世界的な潮流考慮」と10月6日～7日に日本弁護士連合会(日弁連)が福井で大会を開催することが報じられました。これに対し当会の幹事にどう対処するかメールで問い合わせしました。その結果、急遽幹事会を9月19日に開催することになりました。検討の結果、当会としても、死刑制度存置の意思表示をすべきだということになりました。それをどう表現するかということになり、死刑制度存置の必要性を当日参加する弁護士に訴えようとピラ(写真参照)を作成し、配布しようということになりました。一方大会に参加できる幹事は?となりましたが、週日でもあり、何とか都合のつく幹事でピラ配りをしようということになりました。ピラも多くの方々のご協力で何とか間に合い、6日から配布できました。ピラ配布要員として、10月5日から8日朝まで東京から松村、渡辺、田村、糸(事務局)が参加し、関西から土師、高橋(幸)、伊藤(裕)氏が参加しました。岡村顧問は、日弁連の会員として、弁護士として参加されました。今号は、2日間にわたる人権大会を特集することになりました。

ピラをただ配っても効果は少ないことが懸念され

ました。岡村顧問の発案で、富山県からチンドン屋さんを呼び、鉦、太鼓、クラリネットで当会の幟と一緒に、6日、7日の2日間会場周辺を練り歩きながらピラを配ることになりました。黙ってピラを配るよりは、かなり興味をもってピラを受け取ってくれる弁護士さん、一般人が多かったようで効果は絶大でした。(次頁に続く)

死刑制度は 絶対必要!

被害者は残虐な方法で殺されています。
**あなたの家族が殺されても
死刑廃止と言いますか?**

こんなことで、よいのでしょうか

強盗殺人その他の多くの犯罪を犯し、無期懲役になり、22年間服役して仮出獄。3か月足らずで再び強盗殺人を行い、死刑になった実例があります。

附属池田小学校での無差別児童殺害事件で、逃げ惑う児童8名(小学1年生1名、2年生7名)を殺し、児童13名・教諭2名に傷害を負わせた犯人は、裁判でも、遺族に暴言を吐き続け、死刑になりました。

こんな犯人でも、死刑にしないでいいのでしょうか。
それで、国民の信頼を得られるのでしょうか。国民のための司法といえるのでしょうか。

全国犯罪被害者の会(あすの会)

私書箱: 〒100-8698 日本郵便株式会社 銀座支店 郵便私書箱第2346号
HP: <http://www.navs.jp/>

6日のシンポジウムは三部門に分かれており、その第三部門が死刑制度廃止部門でした。一般参加も可というので、会場で発言させてくれるよう日弁連に事前に申し入れしました。しかし、質問状のみ受け付け、発言は許されないということで、犯罪被害者としての死刑制度存置の真意発信は困難と判断し、質問状の提出は見送りました。

シンポジウムでは、パネルディスカッション等がありましたが、登壇者は廃止論者のみであり、一方的な廃止討議が行われました。又ビデオ参加であった瀬戸内寂聴氏の「殺したがるバカども」という発言が物議をかもしどころとなりました。

7日の大会は、700人の弁護士の参加で行われました。各部門会の報告が行われましたが、死刑制度廃止宣言の第三部会の報告は時間を大幅に超過し、

予想以上の反対論と棄権の多さではありましたが、死刑制度廃止宣言は採択されました。全弁護士のわずか2%弱の意見が日弁連全体の意思表示だということには納得できません。

大会を振り返り、大会宣言の採択には納得できないのはもちろんですが、それは日弁連内部の問題であり、我々では如何ともし難いのが現状です。しかし、死刑制度の存置だけは何としても今後も国民に訴え続けて行かなくてはならないと思った次第です。

このような日弁連の大会でしたが、岡村顧問が大会で述べられた死刑制度廃止反対の意見、参加した会員の感想、VSフォーラム弁護士の意見などを特集として今号のニューズレターを発売させていただきました。

死刑制度廃止宣言に対する反対意見

弁護士(あすの会 顧問) 岡村 勲

1. 私の立場

私は、第一東京弁護士会会員であると同時に、被害者遺族でもあります。遺族である弁護士の立場から、意見を述べさせていただきます。

2. 欺瞞

宣言案ならびに提案理由書には、「犯罪被害者・遺族が加害者を厳罰に処することを望むのは至極当然であり、遺族感情にも常に配慮しなければならない」とし、「犯罪被害者等基本法（以下基本法）を援用しつつ、犯罪被害者・遺族に対する支援は、日弁連を含む社会全体の重要な責務である。被害者支援と加害者の社会復帰支援は、矛盾することのない重要な課題である」と記載しております。

しかし、日弁連の実際の行動は、加害者重視で貫かれており、これは大きな欺瞞であると映ります。

3. 日弁連選出委員の反対

基本法は、内閣官房長官を会長とする「犯罪被害

者等施策推進会議」を設置し、委員は官房長官以外に、内閣総理大臣が指名する国務大臣及び、内閣総理大臣が指名する被害者支援に優れた見識を有する学識経験者10人の委員から構成されます。学識経験者の一人は、日弁連から推薦されました。ところが、日弁連推薦の委員は、検討会で、基本法の定める被害者の刑事事件への参加に猛烈に反対し続けました。日弁連は、刑事司法への被害者参加を潰すための刺客を送り込んできた、更迭すべきだとの意見が委員の間から出たほどです。

被害者・遺族が苦しみの中で力を振り絞って運動をした、刑事裁判における被害者参加、損害賠償命令、凶悪犯罪に対する公訴時効廃止、延長、少年事件の審判の傍聴などを審議する法制審議会でも、日弁連委員はことごとく反対しました。被害者が裁判に入ってくると加害者が不利になる、法廷で嘘をつけなくなる、と考えたからです。私たちは、被害者を裁判に参加させ、裁判の当事者として扱えと言っているだけで、加害者の権利を制限しようという考えは少